

タブレット PC の持ち帰りに関する同意書

令和3年 2月 日

保護者氏名 _____

児童生徒氏名 _____

児童生徒が持ち帰る貸与タブレット PC の取扱いに関する以下の事項について、同意します。

記

1 貸与者の条件について

タブレット PC の貸与を受ける児童生徒は、銚田市の設置する学校に在籍している者としてします。銚田市の設置する学校を卒業、転出する際は速やかに貸与を受けたタブレット PC を返却します。

2 貸与タブレット PC の利用目的について

貸与されたタブレット PC は、児童生徒の学習及び学校との連絡手段として利用します。それ以外の目的では、タブレット PC を利用しません。

3 貸与タブレット PC の利用者について

貸与されたタブレット PC を利用するのは、タブレット PC を貸与された児童生徒本人及びその保護者であり、他者に利用させません。

4 貸与タブレット PC の設定について

貸与されたタブレット PC については、端末設定の解除など学習目的以外の使用が認められた場合は、対象となる端末の操作記録を学校及び教育委員会が閲覧することに同意します。

5 貸与タブレット PC の取扱いについて

貸与されたタブレット PC を利用する際は、故障や破損をしないように細心の注意を払い、万が一故障及び破損した際には、速やかに学校に報告をします。

6 貸与タブレット PC に関する問い合わせについて

貸与されたタブレット PC の操作方法などについては、在籍する学校に問い合わせます。

以上条項に造反した場合、貸与タブレット PC を銚田市に返却することを約束いたします。また、故障や破損が、故意であり悪質であると認められた場合、相応の費用を弁償することを約束いたします。